



(裏)

車両・船舶・航空機り災申告書記載要領

(1の欄)

- 1 り災物件と申告者との関係は、該当するものにレ点を記入してください。
- 2 り災した場所の欄は、車両などが火災になった場所を記入してください。

(2の欄)

- 1 用途別の欄には、貨物、貨物乗用、タクシー、乗り合いバス、機関車、客車などの別を記入してください。
- 2 車両番号の欄には、ナンバープレートに記載してある番号を記入してください。ナンバープレートのない車両にあっては、未記入となります。
- 3 自家用・営業別の欄は、該当するものにレ点を記入してください。

(3の欄)

用途・機種の欄には、客船、貨物船、旅客機、観測機、練習機などの別を記入してください。

(4の欄)

保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、り災した車両1台について1枚を使用してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 り災物件の関係者の現在使用可能な連絡先を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、平日日中のみの受付となり、1日から2日の猶予をいただく場合があります。

お問い合わせ

- |                                    |                  |
|------------------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> 久慈消防署     | 電話0194 (53) 0119 |
| <input type="checkbox"/> 久慈消防署山形分署 | 電話0194 (72) 3119 |
| <input type="checkbox"/> 久慈消防署野田分署 | 電話0194 (78) 2119 |
| <input type="checkbox"/> 久慈消防署普代分署 | 電話0194 (35) 2119 |
| <input type="checkbox"/> 洋野消防署     | 電話0194 (65) 6119 |
| <input type="checkbox"/> 洋野消防署大野分署 | 電話0194 (77) 4119 |